

「青森・岩手二県アンテナショップ情報発信業務」
委託仕様書

この業務仕様書は、青森・岩手二県大阪アンテナショップ運営協議会（以下「二県協」という。）が実施する「青森・岩手二県アンテナショップ情報発信業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、二県協が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画提案を行おうとする者（以下「参加者」という。）に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務名

青森・岩手二県アンテナショップ情報発信業務

2 委託業務の内容

青森・岩手二県アンテナショップの認知度向上と、コアなファンの獲得等による来店者数の増加を図るため、関西圏での情報発信を下記のとおり実施するものである。

- (1) 年3回の大型セールにおける広告宣伝
- (2) アンテナショップ認知度向上に向けた情報発信の実施
- (3) コアなファン獲得とリピーター増加プラン具体策の提案
- (4) 報告書の作成

実施した内容について報告書を作成し、提出すること。

3 留意事項

- ・業務の実施にあたっては、随時、二県協に進捗状況等を報告の上、協議をしつつ進めること。
- ・業務の実施にあたっては、二県協、アンテナショップと連携を図りつつ進めること。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月18日（金）までとする。

※ただし、委託業務内容により、双方合意の上、委託契約終了日を前倒しすることがある。

5 成果品

(1) 提出物

実績報告書

- ・様式は任意とし、委託業務で実施した内容等を記載したもの。
- ・書面2部及び電子データを収録したCD-R等のメディアを提出すること。

(2) 納入場所

青森・岩手二県アンテナショップ運営協議会（北東北三県大阪合同事務所内）

(3) 摘要

- ・ 成果品に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）及び所有権等は、成果品の引渡しがあった時、全て二県協に帰属する。
- ・ 委託者は、提出された成果品を委託者の判断で公開できるものとする。
- ・ 受託者は、二県協から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

6 その他留意事項

受託者は、本業務を円滑に実施し、かつ適正に管理するため、次の事項に留意するものとする。

(1) 苦情、事故等事案報告

受託者は、本業務の実施に関連して、苦情、事故その他業務実施に支障のある事案が発生した場合は、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。

(2) 協議事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者とが協議の上、委託者の指示に従って業務を行うこと。